



消費生活相談

賢い消費者になりましょう！

本当の狙いは貴金属！

～電化製品のリサイクルと称して～

相談は
こちらへ…

役場消費生活相談窓口（町民課内）

TEL 0796・36・1941（直通）

たじま消費者ホットライン

TEL 0796・23・1999

※相談無料で秘密は厳守！！

【事例】

金のリサイクル会社を名乗り「電化製品の部品には金が使われているものがある。自宅で使わなくなった電化製品がないか見せてほしい」と電話があった。「そんなものはありません。訪問も断ります」と言ってもしつこく聞いてくるので「電気ストーブなら」と言うと、早速、担当者が自宅にやってきた。

電気ストーブを見るなり「これには金が入ってないので要らない」と言われた。すると今度は、私が着けていた指輪を「見せてくれ」としつこく迫ってきた。仕方がないので見せると「2千円で買い取る」と言い出した。早く帰って欲しかったのでその値段で売ることにした。

【ひとことアドバイス】

- ◆「古い着物や使用していない電化製品などをリサイクルする」と言って訪問し、最終的に貴金属やアクセサリーを買い取るといったものです。
- ◆玄関に上がり込んでしつこく迫る場合もあり、注意が必要です。
- ◆別の貴金属を探しに別室にいる間に、大切な品を奪われて、持ち帰られたというケースもあります。
- ◆訪問買い取りは書面を受け取った日から8日間以内ならクーリングオフが可能で、その物品の引き渡しを拒むことができます。
- ◆お金になると言われても、よく考えてから判断しましょう。